

保医発 0305 第 8 号
令和 6 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 61 号）が本日付けをもって告示され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）が改正されたところであるが、材料価格の算定に当たっての留意事項については、下記のとおりとすることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し周知徹底を図られたく通知する。

なお、この通知は、令和 6 年 6 月 1 日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号)は、令和 6 年 5 月 31 日限り廃止する。

- (7) ロールフィルムのうち、フィルムの幅が告示に定められている規格と同様であるか又は類似している場合(35.6センチメートル、30.5センチメートル及び10.5センチメートル等)にあつては、告示に定められている規格の枚数に換算し、算出した額を限度とする。
- (8) 心臓又は血管の動態を把握するために使用したロールフィルム(シネフィルム)については、所定点数に含まれ別に算定できない。
- (9) 画像診断に係る手技料を別に算定できない検査、処置又は手術を行った場合においても、使用したフィルムに要する費用については、区分番号「E400」に掲げるフィルム料を算定できる。また、特定保険医療材料及び造影剤を使用した場合は、各部に掲げる特定保険医療材料及び薬剤料を算定できる。
- (10) フィルムの規格が定められていないフィルムにあつては、定められている規格のうちで最も近似するフィルムの規格の材料価格により算定する。

5 臨床試用特定保険医療材料に係る取扱いについて

(1) 臨床試用特定保険医療材料に係る保険請求上の取扱い

臨床試用特定保険医療材料は、算定方法告示に規定され、医療保険上の給付対象となる「特定保険医療材料」には該当しないものであり、したがって、臨床試用特定保険医療材料に係る特定保険医療材料料については、保険請求は認められない。

(2) 臨床試用特定保険医療材料を使用した場合の手技料等の取扱い

臨床試用特定保険医療材料が材料価格基準に記載されている特定保険医療材料である限り、当該臨床試用特定保険医療材料に係る手技料については、保険請求が認められる。

6 経過措置について

(1) 「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」(令和6年2月14日保発0214第3号)第4章第2節の規定に基づき、外国平均価格に基づく再算定が行われた胆道ステントセット、大腿骨外側固定用内副子及び遠心式体外循環用血液ポンプについて、特定保険医療材料の安定的な供給を確保する観点から、段階的に価格を引き下げるよう経過措置を設けたところである。

(2) 「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」第3章第6節及び第4章第4節の規定に基づき、髄内釘及び経消化管胆道ドレナージステントの機能区分における迅速な保険導入に係る評価を受けた医療機器について、当該医療機器が新規掲載された日から2年間に限り、当該医療機器の属する機能区分の基準材料価格に当該評価を加算した額を保険償還価格とするよう経過措置を設けたところである。

II 算定方法告示別表第二歯科診療報酬点数表に関する事項

1 特定保険医療材料の算定に係る一般的事項

Iの1と同様であること。

2 注射の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

002 中心静脈用カテーテル

I の 3 の 021 と同様であること。

3 投薬、処置、手術、麻酔及び放射線治療の部に規定する特定保険医療材料に係る
取扱い

001 人工骨

汎用型・非吸収型のうち、顆粒・フィラー、多孔体、形状賦形型及び吸収型については、骨髄炎、骨・関節感染症、慢性関節疾患、代謝性骨疾患、外傷性骨疾患、骨腫瘍の病巣搔爬後の補填、歯肉剥離搔爬手術若しくは歯周組織再生誘導手術中の補填又は顎変形症の顎離断後の補填に用いた場合、これらの疾患の治療のために自家骨移植を行った結果その欠損部位の補填を目的として使用した場合に算定する。

008 固定用金属ピン

I の 3 の 076 と同様であること。

011 皮膚欠損用創傷被覆材

I の 3 の 101 と同様であること。

012 真皮欠損用グラフト

I の 3 の 102 と同様であること。

014 栄養カテーテル

I の 3 の 026 と同様であること。

015 気管内チューブ

I の 3 の 027 と同様であること。

016 胃管カテーテル

I の 3 の 028 と同様であること。

017 吸引留置カテーテル

I の 3 の 029 と同様であること。

018 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル

I の 3 の 039 と同様であること。

020 輸血用血液フィルター（微小凝集塊除去用）

I の 3 の 140 と同様であること。

021, 022 輸血用血液フィルター（赤血球製剤用白血球除去用）及び輸血用血液フィルター（血小板製剤用白血球除去用）

I の 3 の 141、142 と同様であること。

030 気管切開後留置用チューブ

I の 3 の 038 と同様であること。

033 口腔粘膜保護材

がん等に係る放射線治療又は化学療法を実施している患者であって、周術期口腔機能管理計画に基づき、口腔機能の管理を行っているものについて、放射線治療又は化学療法に伴う口内炎（口腔粘膜炎）に対して使用した場合において、一連の治療につき原則 10mL を限度として算定する。なお、患者の状況により 10mL を超える量を使用する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載すること。

034 人工顎関節用材料

I の 3 の 206 と同様であること。

036 半導体レーザー用プローブ

- (1) 半導体レーザー用プローブは、切除不能な局所進行若しくは局所再発の頭頸部癌に限り算定できる。
- (2) 半導体レーザー用プローブは、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した歯科医師が使用した場合に限り算定できる。
- (3) 半導体レーザー用プローブは、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対して使用する場合は一連の治療につき 8 本を限度として算定できる。ただし、それ以上の本数の算定が必要な場合には、診療報酬明細書の摘要欄に詳細な理由を記載すること。

037 レーザー光照射用ニードルカテーテル

- (1) レーザー光照射用ニードルカテーテルは、半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合に算定できる。
- (2) 当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した歯科医師が使用した場合に限り算定できる。

4 歯冠修復及び欠損補綴の部に規定する特定保険医療材料の取扱い

058 CAD/CAM冠用材料

- (1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ）及び（Ⅱ）は小白歯に使用した場合に限り算定できる。
- (2) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）及び（Ⅴ）は大白歯に使用した場合に限り算定できる。
- (3) CAD/CAM冠用材料（Ⅳ）は前歯に使用した場合に限り算定できる。
- (4) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）及び（Ⅴ）を大白歯に使用した場合及びCAD/CAM冠用材料（Ⅳ）を前歯に使用した場合は、製品に付属している使用

した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

068 純チタン２種

レジン前装冠による歯冠修復を目的として前歯に使用した場合又は全部金属冠による歯冠修復を目的として大臼歯に使用した場合に限り算定できる。

069 磁性アタッチメント

- (1) 有床義歯及び根面板（金属歯冠修復で根面を被覆するものをいう。）に用いた場合に限り算定できる。
- (2) 磁石構造体又はキーパーを使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

5 フィルムに係る取扱いについて

Iの4と同様であること。ただし、(2)の「胸部単純撮影又は腹部単純撮影」は「単純撮影」と読み替えるものであること。

6 臨床試用特定保険医療材料に係る取扱いについて

Iの5と同様であること。

Ⅲ 算定方法告示別表第三調剤報酬点数表に関する事項

1 特定保険医療材料の算定に係る一般的事項

Iの1と同様であること。

2 特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い

004 腹膜透析液交換セット

Iの2の001と同様であること。

005 在宅中心静脈栄養用輸液セット

Iの2の002と同様であること。

008 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

疼痛管理又は化学療法を目的として使用した場合に限り算定できる。疼痛管理においてPCA（Patient Controlled Analgesia）用装置を併用（一体型製品を含む。）した場合の費用も携帯型ディスポーザブル注入ポンプの材料価格に含まれる。携帯型ディスポーザブル注入ポンプは、頻回の疼痛管理等で1月につき7個以上用いる場合において、7個目以降の携帯型ディスポーザブル注入ポンプについて算定する。

012, 013 皮膚欠損用創傷被覆材、非固着性シリコンガーゼ

Iの2の008、009と同様であること。